

## 事業系一般廃棄物を持ち込まれる事業所の方へお願い

胆江地区衛生センターは一般廃棄物処理施設です。次の表にある産業廃棄物については、産業廃棄物許可業者に処理を依頼してください。

産業廃棄物とは、事業活動により生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の20種類です。

すべての事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら， コークス灰， 重油灰， 廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥)， 焼却残灰・炉内清掃排出物(集じん装置に補足されたものは， ばいじんとして扱う)
	汚泥	工場廃水等処理汚泥， 各種製造業の製造工程で生じる泥状物， ベントナイト汚泥等の建設汚泥， 生コン残さ， 下水道汚泥， 浄水場汚泥
	廃油	廃潤滑油， 廃洗浄油， 廃切削油， 廃燃料油， 廃食用油， 廃溶剤(シンナー， アルコール類)， タールピッチ類
	廃酸	廃硫酸， 廃塩酸， 廃硝酸， 廃クロム酸， 廃塩化鉄， 廃有機酸， 写真定着廃液， 酸洗浄工程により排出される廃液， その他水素イオン濃度指数(pH)が7未満の酸性廃液
	廃アルカリ	廃ソーダ液， 写真現像廃液， アルカリ洗浄工程により排出される廃液， その他 pHが7を超えるアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず(廃イオン交換樹脂など)， 合成繊維くず， 合成ゴムくず(廃タイヤ等)など， 固形状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類)
	金属くず	鉄くず， 非鉄金属くず， 切削くず， 研磨くず， 半田かす， 溶接かす， 空缶， スクラップ
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず， 廃石膏ボード， 陶磁器くず， コンクリートくず(工作物の新築， 改築又は除去に伴って生じたものを除く)
	鉍さい	高炉， 転炉， 電気炉等のスラグ， キューボラのノロ， 鋳物廃砂， 不良鉍石
	がれき類	工作物の新築， 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(アスファルトの破片等)
	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や特定の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式， 湿式)によって捕捉したもの

特定の事業活動に伴うもの	紙くず	1 建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		2 パルプ, 紙又は紙加工品製造業, 新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行)に係るもの
		3 出版業(印刷出版を行う者に限る)に係るもの
		4 製本業及び印刷物加工業に係るもの
		5 PCB が塗布され, 又は染みこんだもの(全業種)
	木くず	1 建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		2 木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの
		3 パルプ製造業に係るもの
		4 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの
		5 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)に係るもの(全業種)
		6 PCB が染み込んだもの(全業種)
	繊維くず	1 建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る)
		2 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)
		3 PCB が染み込んだもの(全業種)
	動植物性残さ	次の業種に係る原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
		1 食料品製造業
		2 医薬品製造業
		3 香料製造業
	動物系固形不要物	1 と畜場において処分した獣畜
		2 食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	
動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処理するために処理したものであって, 他の種類の産業廃棄物に該当しないもの	
	(例) 有害汚泥のコンクリート固化物, 焼却灰の溶融固形化物	

(注) 廃パレット(木くず)やPCB 汚染物等, 一部業種限定がない廃棄物があります。

分解・解体によって産業廃棄物が一般廃棄物になることはありません。